

# 特別な支援を要する幼児・児童の多様性と支援

## —外国人障害児に関する考察—

Diversity of children who need special education and support

—non-Japanese children with disabilities

南 野 奈津子

MINAMINO Natsuko

### 【要旨】

近年、特別な支援を要する子どもは多様化しており、障害や発達課題を抱えた子どものみならず、言葉の壁や福祉的課題を抱えた子どもへの対応が迫られる状況にある。本稿は多様性の一例である外国人障害児をめぐる実情について統計を基に整理したうえで、外国人障害児への支援をめぐる諸課題について先行研究や報告書を基に検討した。国内外の文献からは、外国人ゆえの言葉の壁や制度の理解困難、そして保護者の就労状況等が子どもの健康診査受診や専門機関の利用を妨げていることが確認された。ヘルスケアや公的支援へのアクセスができない状況は、特別支援教育へのアクセス困難にもつながり、発達に課題を抱え特別な支援を要する外国人児童数の正確な把握にも影響を与えることが示唆された。また「子どもの言葉の理解や学習、行動等の課題が外国人であるゆえなのか、発達課題に起因するものなのか診断が難しい」という課題も、支援提供に至らない要因の一つになっている。今後は、早期からの福祉・母子保健関連の機関と継続的に関わりを維持するような仕組みづくり、公的支援へのアクセス促進のためのツールや通訳の整備、子どもや家族の言語使用状況、親の就労状況や母国文化に基づく制度認識等の多面的なアセスメントが外国人障害児への支援として求められる。さらには、支援においては通訳を含む多機関の連携が重要であることを指摘した。

## 1. 問題の背景

近年、保育・教育現場において特別な支援を要する子どもが増加しているのみならず、特別な支援を要する状況も多様化している。保育・教育現場で障害児、あるいは発達に課題を抱える子どもの就園・就学も増加しているなかで、子どもたちに対しどのような保育・教育を保障していくかが喫緊の課題となっている。平成18年、国連総会においてインクルーシブ教育システムや合理的配慮の理念を示した「障害者の権利に関する条約」が採択され、日本も平成26年1月に批准した。平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、教育現場において合理的配慮を行うことが求められている。中央教育審議会初等中等教育分科会も「特別支援教育を着実に進めていくために様々な教育的ニーズに応えられる多様な学びの場を用意し、自立と社会参加を見据えた柔軟な仕組みを整備することが重要（平成24年7月）」であり、個別の教育的ニーズを抱える幼児や児童・生徒に対して自立と社会参加を見据え、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとするなど、多様な課題を抱える子どもへの教育システムの構築への期待は大きい。

平成29年11月には、文部科学省教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会により「教職課程コアカリキュラム」が提示された。「教職課程コアカリキュラム」は全国すべての大学の教職課程において共通的に修得すべき資質能力を示したものであり、カリキュラム案は①教科及び教科の指導法に関する科目②教育の基礎的理解に関する科目③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目④教育実践に関する科目；の4科目群により構成されている。そして「教育の基礎的理解に関する科目」には「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」が学習目標として示されている。この科目は「障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒」も対象としており、「母国語や貧困の問題等により特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒に対し、彼らの学習上又は生活上の困難や組織的な対応の必要性を理解すること」を到達目標に掲げている。

従来、特別な支援を要する児童の主たる対象は、障害、特に近年は発達障害を抱える児童・生徒であった。母国語が異なる、あるいは外国籍であるなど多文化背景をもつ児童生徒は「日本語指導においてが必要な児童生徒」として調査や施策が行われてきた。日本語指導を要する子どももまた増加の一途をたどっているが、彼らの抱える発達に関連する課題など、言語的なニーズ以外の課題についてはまだ十分に着目されてきたとはいえない。本稿は、「特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒」のなかでも外国人障害児に着目する。本稿が外国人障害児に着目する理由は以下の2点である。まず、障害児の増加、そして日本語指導においてが必要な児童生徒の増加があることをふまえれば、障害をもつ外国人児童も増加しているととらえるのが自然でありながらも、外国人障害児に関する研究や実践は非常に稀少である点である。2点目は、教職免許を取得するものが障害児、かつ日本語理解に困難を抱える子どもの支援方法を習得するためには、すでに行われている実践や研究から何が明らかにされ、どのような課題が残されているのかを明らかにすることが、質の高い教員養成カリキュラムや教育内容を構築するうえで不可欠であるゆえである。本稿では、母国語にかかわるニーズを抱える幼児、児童及び生徒に加えて外国人障害児の実情及びニーズに関する諸統計及び先行研究を概観したうえで、今後支援及び指導実践、教員養成、そして施策・制度において求められる課題の提示を

試みる。

## 2. 外国人障害児の実情

外国人障害児の実情を検討するにあたり、障害児、及び外国人の子どもの状況を整理したうえで、外国人障害児の状況を概観する。

### 1) 障害児の状況

保育所を利用する乳幼児数、そして特別支援学校及び特別支援学級に通う児童生徒数は共に年々増加している（図1、2）。保育所全体の9割以上（92.7%）の保育所に「気になる子」がいるという調査結果（日本保育協会 2015）もある。これらの調査結果を鑑みれば、実際には障害児として認識されている数以上の乳幼児が、発達上の課題を抱えつつ保育所・幼稚園等を利用しているという予測が可能である。

### 2) 外国人児童の状況

在留外国人統計（法務省 2017）によれば、2016年12末における在留外国人数は238万2,822人で総数は年々増加している。日本人の0歳から18歳人口は近年減少の一途をたどり、過去5年間で約83万6000人減少している一方で（図3）、0歳から18歳の外国人の子どもは26万6,841人となっており、外国人の子どもの人口は増加し続けている（図4）。日本人の場合、2012年を100%とすると2016年には96%となるが、外国人の場合、同じく2012年を100%とすると、2016年には114%となる。

外国人の子どもの定住化と並行して、日本語指導を要する児童生徒の数も増加している。着目すべきは、日本国籍をもち、日本語指導を必要とする児童生徒は2010年には4,895人であったのが、2016年には9,612人とほぼ倍増している点である（図5）。外国人の子ども数の増加数に比較して日本語指導が必要な生徒児童数の増加の割合が不均衡に大きい事実は、統計には表れない国際化・多文化化が進行していることを示唆している。そして、日本国籍をもち、日本に根ざした生活を営んでいるとみられる子どもや家族であっても、おそらくは家庭では日本語以外の言語、あるいは日本文化とは異なる

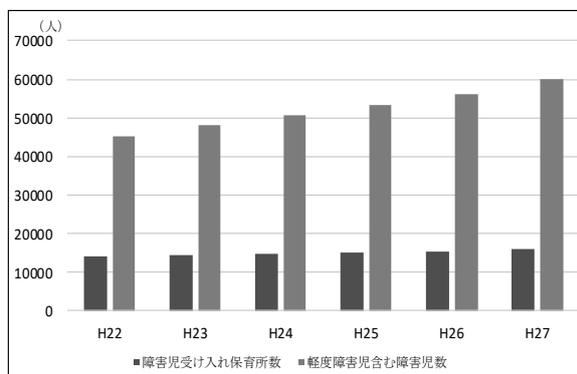


図1 保育所における障害児の受け入れ状況  
出典：厚生労働省「保育所における障害児の受け入れ状況について」より加工・作成

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000155414.pdf>

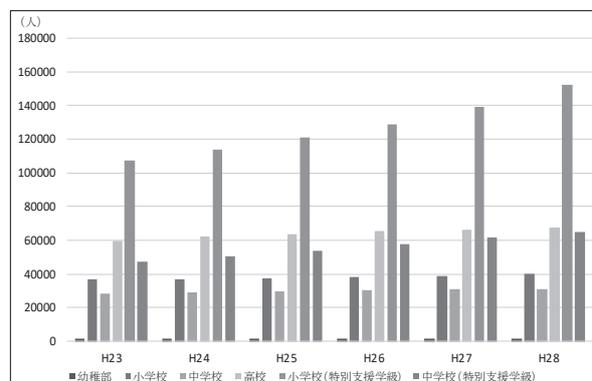


図2 特別支援学校及び特別支援学級（小中）在籍児童数

出典：文部科学省「特別支援教育資料」(平成23年～28年)より加工・作成

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1343888.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343888.htm)

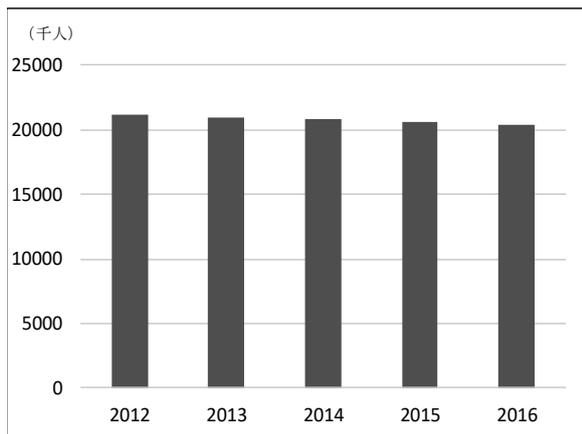


図3 日本における0-18歳日本人人口推移  
出典：総務省統計局「人口推計」を加工・作成  
<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2.htm#series>

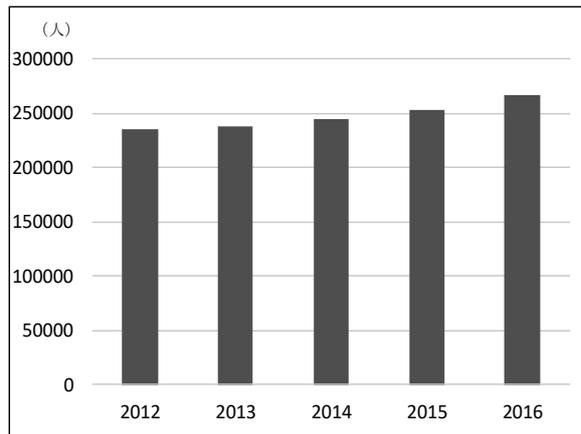


図4 日本における外国人の子どもの人口推移  
出典：法務省「在留外国人統計」を加工・作成  
[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_touroku.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html)

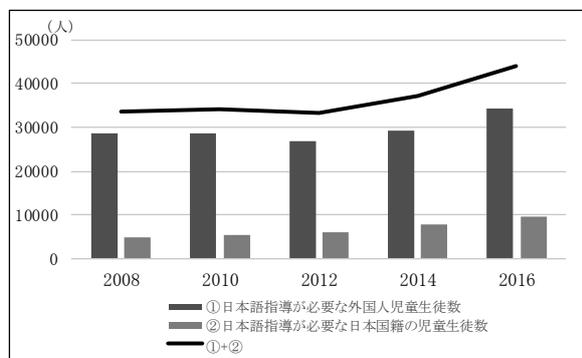


図5 日本語指導が必要な児童生徒数  
出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」を加工・作成  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02020101.do?method=extendTclass&refTarget=toukeihyo&listFormat=hierarchy&statCode=00400305&tstatCode=000001016761&tclass1=&tclass2=&tclass3=&tclass4=&tclass5=>

る文化を基盤として生活を営んでいる結果、日本語の支援を要する状況にあることをも裏付けるものである。保育・教育領域においては、こうした多言語、多文化背景を持つ子どもの潜在ニーズを踏まえた支援が求められる状況にあるといえる。

### 3) 外国人障害児の状況

外国人家族の定住化が進み、日本語指導を要する子ども数が増加していることをふまれば、生活するうえで困難を経験する子どもも増加している予測するのが自然であろう。では、障害児についてはどうであろうか。図6に示されるように、特別支援学校に在籍する外国人児童生徒数も2008年には115人であったものが、2016年には325人と約3倍となっている。<sup>1</sup>ちなみに、学校の課程別では小学校が最も多い(表1)。

データや文献自体が稀少であるゆえに、なぜ外国人障害児数が増加しているのか、その要因を特定することは困難である。しかし、母集団としての外国人家族の増加、発達障害など特別な支援を要する子どもの増加、そして特別なニーズを抱える外国人児童生徒の個別的な支援の必要性に対する認識の広まり、といった要素が重なる中で外国人障害児数が増加していることが推測される。この背景については、今後も継続して検討する必要がある。

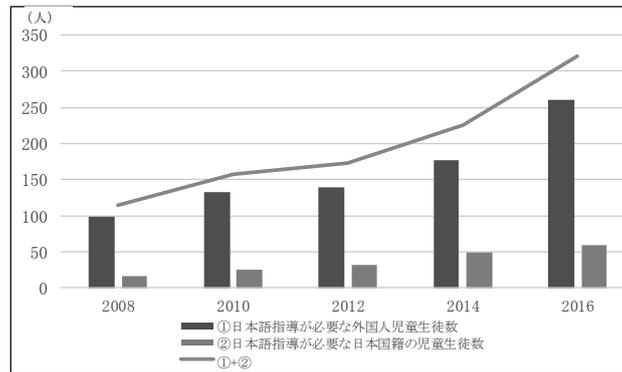


図6 特別支援学校に通学する外国人児童数

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」を加工・作成

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02020101.do?method=extendTclass&refTarget=toukeihyo&listFormat=hierarchy&statCode=00400305&tstatCode=000001016761&tclass1=&tclass2=&tclass3=&tclass4=&tclass5=>

表1 特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の課程等別在籍状況

	①外国籍				②日本国籍				①+②
	小学部	中学部	高等部	合計	小学部	中学部	高等部	合計	
2012	69	36	35	140	15	9	8	32	172
2014	101	30	46	177	22	15	12	49	226
2016	148	56	57	261	24	17	19	60	321

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」を加工・作成

### 3. 外国人障害児の問題

外国人の障害児を対象とした文献は非常に少ない。CiNii（NII学術情報ナビゲータ）にて2017年12月に「外国人」「障害児」で検索を行った結果、対象となった研究は16件であった。そして、それらのうち外国人障害児を対象としている文献は12件であった。海外の文献が、移民であり障害児を育てる家庭に関する研究で、障害児養育家庭が有する固有の壁や悩み、そして文化的背景が異なることが障害児の養育に与える影響等について検討している。Kim et al（2017）は、移民の文化的背景は、子どもの障害に対する受け止め方に影響を与えるとして、米国に在住する障害児を養育する韓国人の母親に対しインタビュー調査を行っている。そして、親としての役割を果たし子どもにとって支援的であることを学ぶために、学校、地域、家庭に対し積極的に関わっていく姿が描き出された一方で、言葉の壁、韓国の儒教的な価値に基づく「良き母は良き妻である」といったプレッシャーがストレスになっていたことを明らかにしている。またLin et al（2012）は、米国における自閉症スペクトラム障害及び発達障害の移民の子ども達における公的保険の適用状況を明らかにすべく、2007年の子どもの健康調査を用いてロジスティック回帰分析を行っている。その結果、移民が有する支援関連の資源は非移民に比較して半分であり、医師と関わりをもつ時間も非移民に比較して少ないことを明らかにしている。Lin et al の研究では健康保険に加入していることが移民にとってヘルスケアを利用する

うえで重要なファクターであることが指摘されており、外国人家族には多くみられる課題である健康保険の加入率の低さが、障害児が支援を受ける機会にも影響を与えていることを示唆している。外国人家族の場合は、社会資源へのアクセスは言葉の壁や制度の知識不足により十分にできないことも多い（日本社会福祉士会 2011）ことをふまえると、健康保険への加入や情報アクセスといった外国人ゆえの不利が子どもの障害への支援の利用機会を欠くことにつながるといえる。Morgan et al (2015) もまた、障害の診断を受ける移民の子どもの数は推測される数よりも少ないと指摘しており、ヘルスケアへのアクセス困難をその要因の一つとして指摘する。Lin et al は、情報の保障に加えて移民が抱える医療的ニーズに対する支援、そして啓発の強化などを提言している。

Ruiz (2012) は、ラテン系移民の保護者における障害をもつ子どもの特別支援教育への関わりに影響を与える要因について分析を行っている。Ruizの研究の結果、保護者達の約半数は英語の理解に困難を抱えていたが、学校の専門職と頻繁に関わり、信頼を寄せる姿勢がみられたことが示されていたこと、そして子どもの特別支援教育への関与は子どもの障害、米国の教育システム、教育関係者に対する見方、英語コミュニケーションスキル、そして子どものニーズについて教育関係者と対峙する力と関連することが示された。Ruizの知見は、子どもの障害の種類も親の受け止め方や関わり方に影響を与えることから、個々の障害毎に家族への支援のあり方は変わるべきであることを示している。また、言葉や教育システムの理解不足に加えて自分の子どもに関わる教育関係者との関係形成をサポートすることも、外国人の障害児保護者支援として求められることがわかる。

ヘルスケアや言語保障により、本来特別支援教育が提供されるべき子どもが必要な教育を受けることができるようにすべきであると論じる研究がある一方で、その対象にはならない移民の子どもは言葉の理解に困難があることから、特別支援教育に配置されるケースもあることを指摘するものもある。Adair (2015) は、移民の子どもを言葉の理解困難から特別支援教育に配置することは、時として子どもの社会生活の権利を奪うものであり、移民の子どもへの差別にもなりうるとして、子どもの言葉の理解状況により学習障害の診断をされ得る状況への懸念を示している。Adairの研究は、子どもの権利を保障するためにはまず適切なアクセスを保障するとともに、併せて子どもの障害や発達の診断をいかに正しく行うかが重要であることを示している。

日本における文献及び資料としては、外国人の集住地域である愛知県豊田市が外国人障害児の実情と課題について調査報告書（2008）を作成し、外国人の障害児の実情や課題を具体的に記載している。この報告書では、愛知県豊田市における外国人障がい児<sup>2</sup>の現状と課題について、豊田市の乳幼児健康診査における外国人対象者の全数調査、豊田市の認可外保育施設、幼稚園、保育園、小中学校の外国人障がい児のアンケート調査、外国人学校、NPO、記者への聞き取り調査、豊田市こども発達センター相談室の利用外国人の全数調査、豊田市こども発達センターの利用外国人の全数調査、及び聞き取り調査を行っている。報告書によれば、乳幼児健康診査の受診について、外国人の3か月児健診未受診率は1歳6か月児健診と3歳児健診で高く、日本人の約3倍であったことが示された。その理由として、3か月児健診では「都合が悪い」、1歳6か月児健診・3歳児健診では「保健師の訪問等でも連絡が取れず、未受診理由が不明」のケースが最も多く、次に多い理由は「転居」であった。豊田市の認可外保育施設、幼稚園、保育園、小中学校に対するアンケート調査では、外国人で障がい疑われる子どもを専門機関に紹介し、利用にいたる割合は20%と低く、その要因として「紹介して

も仕事が休めない」などの理由で専門機関を利用しないことが多いとしている。また、保育者及び教員は児童の行動が障がいからくるものなのか、それとも環境要因からくるものなのか判断に迷い、専門機関への紹介をためらう事も窺えた。外国人で障がいと疑われる理由は「ことばの遅れ」「多動」「こだわり」「周囲の状況に合わせにくい」等の集団での不適応行動が多かった。

外国人学校、NPO、新聞記者への聞き取り調査では、発達障がいを疑う児童の保護者は多動などの不適応があっても、教師の質が問題だと考える傾向にあること、機関を紹介しても仕事やお金が優先され、専門機関の利用が敬遠される傾向にある点が指摘されている。さらに、外国人の場合子どもが生後3か月頃には多くの母親が就労するが、保育は個人が行うベビーシッターを利用する人も多く、狭いアパートの一室に多くの子どもを入れて、テレビを観させるような環境もあるという指摘もあった。その他の事例として、「健診の案内等の郵送物はポルトガル語に翻訳してあるが、乳幼児健診の意味、あるいは内容が分からず、書類を見ずに捨てる人もいれば、母国（ブラジル）では健診は有料で自分で申し込んで受診するため、日本の健診も同様と思いついて受診しない人もいる」といったケースが示されている。豊田市こども発達センター相談室の利用外国人の全数調査では、両親のうちどちらかが日本語が話せる場合相談・受診はスムーズだが、通訳の必要なケースは約30%あり、早期発見ができて通訳者がいないと療育機関にはつながりにくく、通訳の手配や関係機関との連絡調整等の支援が必要であること、そして「懇談会やお知らせの理解が困難」「ほかの子への迷惑をかけるのではないか」という不安を抱える保護者もあり、心理面への配慮も必要であることもわかる。

この報告書のほか『神奈川県あーすぷらざ外国人教育相談 事業報告書 2011年度～2013年度（平成23年度～平成25年度）（2015）』でも「自閉症の子の学校への送り迎えが大変で困っている（自閉症の子の父親）」「軽度発達障害の子をもつフィリピン人母が子どもを一時預けられるところを探している（支援者）」「自閉症の診断基準について知りたい（支援者）」「自閉症の子の今後のサポートの進め方についてどう進めていけばよいか知りたい（学校）」「特別支援級に通っている外国籍の子どもの学習資料を探している（学校）」等の相談が報告されている。これらの報告書に示された相談内容からは、支援を提供する立場にあるものは家族の生活構造、障害そのものの判断や支援に関する知識、社会資源に関する情報を有することが必要であり、多様な側面に対する理解と支援の提供が重要であることがわかる。これらの知見は外国人人口が多い自治体、外国人との共生施策に積極的な自治体での集約により見出されてきた。今後は他の自治体でも情報の蓄積が望まれる。

支援実践については、樋口（2011）が小学校の通常学級に在籍する読み障害が疑われるニューカマー児童に対し、小学校学級担任・国際教室担当者・特別支援学校教諭が連携して行った援助例を取り上げている。樋口の研究では、学級では他児童との関係を良好に保ちながら全体指導を行い、国際教室では読字・書字や認知の指導、特別支援学校では気持ちの受け入れや読字・書字・描画等の指導を行ったという実践例が紹介されている。そして、子どもが自身の認知スタイルに合った適応方法をとっているときにはそれを生かした援助を行い、ニューカマー児童の読み能力と音声コミュニケーション能力との関連の検討が重要であること、臨機応変に組織された援助チームが援助において有効であること、そして今後ニューカマー児童の障害の判断基準を明らかにするための研究が必要であること等を指摘している。境・都築（2012）は、特別支援教育支援員制度、そして外国人発達障害児の支援員としての実践を例に、支援者側の共通理解を図ること、そして外国籍と発達障害の疑いという

困難を同時に抱える子どもにおいては、言葉の違いだけでなく文化や考え方の違いと発達障害から起因するものそれぞれを理解したうえで、こまめな支援を行う事が重要であったとしている。黒葛原・都築(2011)もまた、注意欠陥多動性障害(以下ADHD)の外国人児童の事例から、行動や発言を取り上げ学習行動の分析を行っており、外国人児童間で大きく差がみられたのは日本語理解、「注視」行動であり、ADHDを伴う外国人児童の場合多動行動が多くみられた等、外国人児童を取り巻く環境や文化的背景、アイデンティティーの影響を理解することに加え、学力・認知力の発達など多面的に検討することが必要であるとしている。菅原(2004)は、日本語を母語としない児童に対する障害の診断の過程及び支援において、日本語の支援にあたる者が学級担任や特別支援教育の専門家と連携を行うことが重要であることを提起している。

吉田・高橋(2006)は、障害・特別ニーズを有する在日外国人児童生徒の教育実態について状況の把握を試みている。そして、アンケート調査を送付した外国人学校156校中36校より回答を得る中で、「無記入」を除く34校のうち12校において障害や特別ニーズを有する児童生徒が在籍していたことを明らかにしている。外国人学校は日本の義務教育制度に位置づけられておらず、文部科学省も私立の学校を含めすべての学校の状況を把握しているわけではないことから、障害児の在籍状況や支援の実態は不明である。こうした、外国人コミュニティの中で提供されている教育及び保育を利用しつつ育ち、障害や特別な支援を要する子どもに対し如何に必要な支援を提供するかは、子どもの発達保障の点からも今後検討すべき課題であると思われる。

#### 4. 考察

外国人障害児の実情と課題に関連する統計及び資料・先行研究を概観してきたが、本節では外国人であり障害児であるという固有のニーズを抱える子どもへの支援のあり方について考察する。

##### 1) 外国人障害児の存在の把握をめぐる取り組みの重要性

子どもの障害の有無にかかわらず、外国人の子育て家庭にとっては母子保健サービスの利用がされづらく、その背景には制度そのものをよく知らないこと、そして多言語資料や通訳の不足が利用されない要素であることが指摘されている(山下 松尾 2012)。発達障害や知的障害の場合、健康診査がきっかけで何らかの状況が把握され、そこから支援体制が構築されることが多い。また、日本の保育園を利用していれば日常会話や個人票の記入等により健康診査の未受診は把握され、保育所から自治体の健康診査の受診を促されることにより公的支援につながる可能性が高くなる。しかし、愛知県豊田市の外国人障害児に関する調査報告書(2008)でも指摘されたように、保育を知人に頼るといった場合には日本の公的支援の情報は本人まで届かないことも想定される。こうした課題に対しては出産時の母子保健での支援、例えば乳児全戸訪問事業、そして母子健康手帳の発行の際の丁寧な説明が有効であろう。制度を伝えるだけではなく、その制度のしくみ、有料か無料か、そして手続きの方法や利用のメリット等も解説することが重要であるゆえに、できる限り通訳を活用しつつ丁寧な情報提供を行う必要がある。また、「切れ目のない子育て支援システム」として近年日本で注目されているフィンランドの「ネウボラ」をモデルとした子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健から就学前の保育・教育、そして小学校以降の教育システムでそれぞれの発達段階に応じた支援が継続的に

行われることで、発達支援のみならず、学習や社会生活への支援の保障につながるとされる。

## 2) 多面的なアセスメント

子どもの学習上の困難が外国人であるゆえの言葉の理解の遅れからくるのか、それとも障害や発達に起因する課題によるものなのか、という判断の困難さが先行研究から示されている。母子保健サービスや健康診査に上がってこないこと、そして障害の診断と支援につながるような機会に乏しいことで専門機関の利用に至らないという状況も、診断の困難性に影響を与えていると思われる。その点を踏まえ、アセスメント及び支援計画においては保護者の就労状況等の生活状況も含めてとらえる必要がある。外国人の場合、は就労先が製造業や飲食店といった職種であるものも多く、また母国家族に仕送りをするなど時間的、経済的に余裕のない生活を送る家族も少なくない。こうした外国人家族固有の生活構造を認識したうえで、保護者にとって実現可能な形で専門機関を利用できるような支援を行うことが重要である。

## 3) 正確な診断と支援計画策定に向けた多機関連携

子どもの状況把握の困難は、支援計画の策定と実施の難しさにもつながる。樋口（2011）、菅原（2004）の指摘にもあるように、支援者間連携が非常に重要である。言葉の支援は不可欠であり、通訳の活用により保護者が認識している子どもの状況を支援者や教育関係者が正確に把握することが、適切な診断と支援の実践につながる。滞日年数と発達の関係を正確に把握するためにも情報が途切れないことが重要であり、就学前から就学後の関係機関が情報を共有することが不可欠であろう。

最後に制度、教育、実践についての提言を改めて示す。まず制度について、相談につながるうえで必要な言語的支援として、母語での情報ツールの充実と通訳の整備が求められる。外国人であるという理由で発達、あるいは日本語の理解に必要な支援を受けることができないといったことは避けるべきであり、そのためには保護者が障害児、そして障害児への支援について理解できるような環境づくりが最優先事項である。単なるパンフレットの翻訳ではなく、その制度の意味などを付記したツールが必要である。また、子どもに関する相談支援は支援者や教育関係者と保護者とが直接言葉でやり取りをする事が多いことから、通訳の確保は支援利用の継続のためにも重要であろう。また、外国人の子どもがもれなく健康診査を受ける、そしてその際に課題が把握された場合保護者と専門職側が継続的に関わり続ける、といった流れの重要性からみても、出産から就学期まで支援が連動して提供されるような体制づくりが求められる。今後子育て世代包括支援センターが、外国人家族にとっても利用しやすいものになることが必要である。

実践としては、保護者の生活構造の状況を踏まえたアセスメントと支援を挙げたい。子どもの言語使用状況や日本語理解は、家庭での保護者の母語での子育てなどの親子の関わり状況の影響を受けること、そして保護者の就労状況も専門機関への相談に出向くことを妨げているといった点を踏まえて支援計画を策定しなければ、支援の実効性は低い。小学校以降においてはスクールソーシャルワーカーも活用しつつ支援チームを編成し、計画を策定する必要がある。実践者に対する教育としては「外国人障害児は日本語理解そのものの困難に加えて発達課題がもたらす困難を2重に背負うのであり、また保護者も子どもに対し日本語理解を促す環境を提供することも困難であることをふまえた支援を学ぶ」ことが重要であろう。特別な支援を要する子どもに関する知識のみならず、外国人家族の生活背景の理解を促進するような教育が必要であると考えられる。

## まとめ

本稿では、外国人障害児をめぐる実情に関する統計を概観したうえで、外国人障害児への支援をめぐる諸課題について、先行研究や報告書を検討した。その結果、外国人ゆえの言葉の壁や制度の理解困難、そして保護者の就労状況が健康診査やその後の専門機関の利用を妨げていることが確認され、公的支援へのアクセスの困難は、特別支援教育を利用する外国人の児童数の正確な把握に影響を与えることが海外の文献からも示唆された。また、子どもの言葉の理解や学習、行動等の課題が外国人であるゆえなのか、発達課題に起因するものなのかについての診断の難しさも、支援の難しさにつながるものであった。この課題に対しては、公的支援へのアクセスを促進するような支援により早期から福祉・母子保健の専門機関が関与すること、そして家庭環境や言葉の使用状況、保護者と子どもの関わり状況等多面的なアセスメントが重要であり、併せて通訳を含む多様な支援者の連携が重要であることを指摘した。まだ研修や実践研究も多くはないことから、知見の蓄積も今後の課題である。本稿は基礎的な研究であり、子どもの各発達段階（就学前、学童期等）に応じた課題、そして障害の種別による課題や支援を検討するに至っていない点等の限界がある。今後も引き続き、国内外の実践例や課題についても探究を重ねていく。

## 注

<sup>1</sup> 文部科学省の調査は隔年で実施されている。

<sup>2</sup> ここでは原本の用法にならない「障害」ではなく「障がい」を使用している。

## 文献

Adair Jennifer Keys, Impact of discrimination on the early schooling Experience of children from immigrant families, Migration Policy Institute, (2015)

樋口和彦、読み障害が疑われるニューカマー児童への包括的援助—臨機応変に組織されたチームでの小学校学級担任・国際教室担当者へのコンサルテーション—, 特殊教育学研究49(1), 73-83, (2011)

法務省「在留外国人統計」[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei\\_ichiran\\_touroku.html](http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html) (2017.12.22)

Kim Sunyoung, Positioning of Korean Immigrant Mothers of Children with Disabilities, International Journal of Multicultural Education, 19, (3), 41-64, (2017)

公益社団法人 青年海外協力協会、神奈川県 あーすぷらざ外国人教育相談 事業報告書 2011年度～2013年度(平成23年度～平成25年度)、公益社団法人 青年海外協力協会、(2015)

厚生労働省「保育所における障害児の受け入れ状況について」[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyok/0000\\_155414.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyok/0000_155414.pdf) (2017.12.12)

黒葛原由真・都築繁幸、教科学習で見られる外国人ADHD児の学習行動に関する分析、障害者教育・福祉学研究、7、59-73、(2011)

Lin Sue C., Yu Stella M., Harwood Robin L. Autism spectrum disorders and developmental disabilities in children from immigrant families in the United States, Pediatrics, 130, 191-197, (2012)

文部科学省 a「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL02020101.do?method=extendTclass&refTarget=toukeihyo&listFormat=hierarchy&statCode=00400305&tstatCode=000001016761&tclass1=&tclass2=&tclass3=&tclass4=&tclass5=> (2017.12.22)

- 文部科学省 b「特別支援教育資料」(平成23年～28年) [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1343888.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343888.htm) (2017,12,22)
- Morgan, Paul L., Farkas George, Hillemeier Marianne M., Mattison Richard, Maczuga Steve, Li Hui, and Cook Michael, Minorities are Disproportionately Underrepresented in Special Education: Longitudinal Evidence Across Five Disability Conditions, Educational Researcher, 44 (5), 278-292. (2015)
- 日本保育協会『保育所における障害児やいわゆる「気になる子」等の受入れ実態、障害児保育等のその支援の内容、居宅訪問型保育の利用実態に関する調査研究報告書』社会福祉法人 日本保育協会、(2015)
- Ruiz Maria Isolina, Factors that Influence the Participation of Immigrant Latino Parents in the Special Education Process of their Children with Disabilities, University of New Orleans Theses and Dissertations Doctor of Philosophy, (2012)
- 境 圭介・都築繁幸、発達障害が疑われる外国人児童の支援の在り方について、障害者教育・福祉学研究、8、35-40、(2012)
- 社会福祉法人豊田市福祉事業団豊田市こども発達センター『豊田市における外国人障がい児の現状と課題に関する調査報告書』社会福祉法人豊田市福祉事業団豊田市こども発達センター、(2008)
- 菅原雅枝、外国人児童の『特別な教育的ニーズ』はどのように把握されるのか：ある中国人児童の事例を通して 第28回 日本言語文化学会研究会 発表要旨、言語文化と日本語教育、28、91-94、(2004)
- 総務省総務省統計局「人口推計」<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2.htm#series> (2017.12.12)
- 山下 正・松尾博哉、保健師による外国人への母子保健サービス提供の現状と課題-愛知県の市町村に勤務する保健師へのアンケート調査の分析から、国際保健医療、27 (4)、373-380、(2012)
- 吉田洋子・高橋 智、障害・特別ニーズを有する在日外国人児童生徒の教育実態-外国人学校への質問紙調査を中心に-、東京学芸大学紀要 総合教育科学系、57、269-289、(2006)